

北九州市業務委託契約における参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱

(平成21年11月25日契約室長通知)

(令和7年10月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する手続きの透明性、競争性を確保するため、委託業務(工事に係る設計委託、測量委託、調査委託等を除く。)で特定の者しか選定できない場合、他に選定できる者がいないかその有無を確認するための公募手続き(以下「公募手続き」という。)を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 公募手続きの対象となるものは、業務の専門性や特殊性から、他に履行できる者がいないと判断し、特定の者との随意契約を予定している委託業務のうち、応募要件等を明示して他に履行できる者がいないかどうかを確認する必要がある、かつ、予定価格が200万円を超えるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に定める政府調達に関する協定の適用を受けるものは除く。

2 前項の規定は、予定価格200万円以下のものについて、透明性、競争性を確保するため公募手続きを実施することを妨げるものではない。

(参加意思確認書の提出等)

第3条 業者選定において、他に選定できる業者がいないかその有無を確認するため、当該業務の参加意思及び当該業務に必要な要件を確認する書類(以下「参加意思確認書」という。)の提出を公募により求めるものとする。

2 参加意思確認書の提出期間は、第5条に定める公示の日の翌日から起算して10日間以上(閉庁日を除く)とする。

(応募要件)

第4条 応募要件は、業務委託の目的及びそれに必要な技術、設備等を踏まえ、当該業務に真に必要な要件として第1号に加え、第2号から第9号までに掲げる事項を適宜選択し定める。

(1) 基本的要件

次のいずれにも該当する者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「物品等有資格業者名簿」という。)又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市

規則第60号)第7条第1項の有資格業者名簿(以下「測量業務等有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 予定価格の関係から物品等有資格業者名簿の業者の等級を限定する場合には、応募要件とする等級に格付けされていること。

なお、等級を限定しない場合は、この要件を適用しない。ただし、予定価格が500万円を超える場合に、「C」の等級に格付けされている者も公募の対象とするためには、第5条の公示を行う前に直近下位以外審査申請書を技術監理局契約部長へ提出し承認を得る必要がある。

エ 物品等有資格業者名簿又は測量業務等有資格業者名簿に記載されている本店所在地が北九州市内であること。なお、所在地要件を北九州市内に限定しない場合は、この要件を適用しない。ただし、市外業者又は準市内業者を公募の対象とするためには、第5条の公示を行う前に「北九州市地元企業優先発注実施要綱」に定める手続きを行う必要がある。

オ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 地理的条件
- (5) 技術的適性
- (6) 手持契約の状況
- (7) 指名及び契約の実績
- (8) 代理店又は特約店
- (9) その他必要と認める事項

(公示)

第5条 参加意思確認書等の提出書類を求める場合は、次に掲げる事項を公示する。

- (1) 業務名
- (2) 業務内容又は業務概要
- (3) 契約担当課(問い合わせ先)
- (4) 参加者の有無を確認する公募であること
- (5) 応募がない場合や応募があっても応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行すること
- (6) 応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施すること
- (7) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該公募手続により行うこととなった指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合があること
- (8) 応募要件
- (9) 説明書の交付期間及び交付場所
- (10) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法
- (11) その他必要と認める事項

2 第1項の公示は、ホームページへの掲載により行うものとする。

(説明書の交付)

第6条 前条の公示の日から説明書の交付を開始するものとし、参加意思確認書の提出期間の最終日まで交付するものとする。

2 説明書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 業務内容(業務の仕様)
- (2) 参加意思確認書記載上の留意事項
- (3) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法
- (4) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とすること。
- (5) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
- (6) 提出された参加意思確認書は、返却しないこと。
- (7) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外には提出者に無断で使用しないこと。
- (8) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とすること。
- (9) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならないこと。
- (10) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合があること。
- (11) 応募がない場合又は応募があっても応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者と随意契約の締結に移行すること。
- (12) 応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施すること。
- (13) 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果通知を送付すること。
- (14) 応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けたものは、応募要件を満たさないとした理由について説明を求めることができること。
- (15) その他必要と認める事項

3 ホームページの掲載により説明書の交付目的が十分達成できる場合は、第1項の規定に関わらず、説明書の交付手続きを省くことができる。

(参加意思確認書の確認)

第7条 参加意思確認書が提出された場合、契約担当課は、参加意思確認書を提出した者が応募要件を満たしているかについて審査するものとする。

2 契約担当課長は、参加意思確認書を提出した者に対し、前項の審査結果を通知するものとする。

3 第1項の審査の結果、応募要件を満たさない者に対する通知には、応募要件を満たさないと判断した理由も付すものとする。

(応募要件を満たさないとされた理由の説明)

第8条 応募要件を満たさないとされた者に対する理由の説明は、次のとおり行うものとする。

- (1) 前条第1項の審査の結果、応募要件を満たさないとされた者は、前条第2項の通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、契約担当課長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
- (2) 契約担当課長は、前号に規定する説明を求められたときは、原則として当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対して書面により回答するものとする。

(応募要件を満たすと認められる者がいる場合の取り扱い)

第9条 応募要件を満たすと認められる者がいる場合、指名競争入札又は指名型プロポーザルの手続きに移行するものとする。

(応募要件を満たすと認められる者がいない場合の取り扱い)

第10条 次のいずれかに該当する場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行するものとする。

- (1) 提出期限までに参加意思確認書の提出者がいない場合
 - (2) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合
 - (3) 応募要件を満たすと認められる者すべてが指名通知前に辞退した場合
- 2 前項第1号又は第2号に該当し、特定の者との随意契約の手続きに移行した場合、当該契約の契約期間の始期から3年間は、契約期間の終了後、同一の業務を実施する場合、公募を実施せずに、同一の委託先に委託することができる。ただし、契約の都度、業界等の実情等を調査し、代替可能な業者が把握できない場合に限る。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成21年12月1日から施行することとし、契約期間の始期が平成22年4月1日以降の契約から適用する。

付則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。